

茨城工業高等専門学校校内情報ネットワーク利用細則

〔平成11年4月1日〕
制 定

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校(以下「本校」という。) 学術総合情報センター規則第10条の規定に基づき、本校校内情報ネットワーク(以下「校内LAN」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(管理運営・目的等)

第2条 校内LANは、本校の各種のコンピュータが相互に通信を行うために設置された校内共同利用のためのデータ通信路で、高速バックホーン及び校内の各部署に設置された情報コンセントまでのサブネットにより構成され、学術総合情報センター(以下「センター」という。)が管理運営する。

- 2 校内LANは、本校の教育及び研究活動等の情報基盤を提供することを目的に管理運営する。
- 3 校内LANと直接あるいは間接的に接続されているネットワークを使用する場合には、前1項及び2項のネットワーク管理運営・目的に従うものとする。

(ネットワーク機器等の設置)

第3条 校内LANにコンピュータ又はネットワーク機器等(以下「コンピュータ等」という。)を設置できる者(以下「接続者」という。)は、次の者とする。

- (1) 本校の教職員
- (2) 上記以外の者で、センター長の承認を受けた者

(接続及び利用の手続)

第4条 前条に規定する接続者は、センター長に接続の申請を行い、その承認を受けなければならない。

- 2 校内LANに接続されたコンピュータ等を利用しようとする者は、該当するコンピュータ等について、前項の承認を受けた接続者に、利用の承認を受けなければならない。

(利用の制限等)

第5条 センター長は、次の各号の一に該当する時は、接続者に対し利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 校内LANに接続されたコンピュータ等の利用内容が、校内LANの管理運営・目的に違反するとき。
- (2) 接続者又は第4条第2項で承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、校内LANの管理運営に支障を生じさせたとき、又は生じさせるおそれがあるとき。
- (3) その他センター長が、接続又は利用を不相当と認めるとき。

(接続者及び利用者の協力)

第6条 センター長は、ネットワークの管理運営に関し、接続者及び利用者の協力を求めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校校内情報ネットワーク暫定利用規則(平成8年6月5日制定)は廃止する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。